

消火器や火災警報器等の

不正取引にご注意ください！

毎年全国各地で、消火器や住宅用火災警報器等の不正取引情報が多数寄せられています。



事例として、
「一般住宅に消火器の設置が義務付けられたから販売に来た」
「消火器を取り替える時期ではないですか」
「お宅の消火器が点検の年だ」

などと持ちかける例が報告されています。

「住宅用火災警報器の設置が義務付けられた」と家に上がりこみ、住宅用火災警報器を必要数以上取り付けて高額請求する事例も報告されています。

●消火器、火災警報器等の不正取引を防ぐポイント



- 一般家庭において消火器の設置義務はありません。
- 消防本部・消防署では消火器等のあっせんは一切行なっていません。
- 住宅用火災警報器は平成23年6月1日から設置義務化されましたが、NSマーク、検定マークの付いているものが設置する機器の目安です。（イラスト1、イラスト2）
- 取り付け場所は「寝室」です。これに加えて「2階に寝室がある場合は、階段の上端」と定められています。
- 台所・居間などには設置義務はなく任意設置となります。



イラスト1



イラスト2

●少しでも不審に思った場合は

- 身分証明書等の提示を求める。
- はっきりと購入や点検を拒否する。
- 料金をその場で支払ったりせず、契約書にハンコを押さない。
- その場で、消防署に問い合わせる。

●もし契約書にサインしてしまったら

- 警察等に相談しクーリングオフ制度等を利用する。
- 不適正な点検や高額請求する点検業者が、居直ったり脅迫的な言動に出た時は、近くの警察署、消防署に通報してください。